

大島商船高等専門学校		開講年度	平成30年度 (2018年度)	授業科目	海事法規
科目基礎情報					
科目番号	0111		科目区分	専門 / 必修	
授業形態	授業		単位の種別と単位数	履修単位: 1	
開設学科	商船学科		対象学年	5	
開設期	前期		週時間数	2	
教科書/教材	海技試験六法（海文堂）・自作プリント				
担当教員	浦田 清				
到達目標					
(1) 船員法を通して、船員に係わる法令について説明できる。 (2) 船舶職員としての資格・免許・試験・講習について説明できる。 (3) 海難審判法の概要について説明できる。 (4) 船舶安全法について説明できる。 (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律について説明できる。 (6) SOLAS条約、MARPOL条約などの海事関係条約について説明できる。					
ルーブリック					
	理想的な到達レベルの目安		標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安
評価項目1	船員法及び関連規則の制定背景、目的、定義について理解し説明できる。		船員法及び関連法規の目的、定義について理解し説明できる。		船員法及び関連法規を理解できない。
評価項目2	船舶職員及び小型船舶操縦者法の目的を理解し、船舶職員の資格、員数及び海技試験について説明できる。		船舶職員及び小型船舶操縦者法の目的について説明できる。		船舶職員の資格について理解していない。
評価項目3	海難審判における基本原則及び重大な海難について理解し説明できる。		海難審判の対象となる海難について理解し説明できる。		海難審判について理解していない。
評価項目4	船舶の安全に関する法規制定の歴史的背景を理解し、船舶の堪航性について説明できる。		船舶安全法について説明できる。		船舶安全法について理解していない。
評価項目5	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の制定背景、目的、定義などについて理解し、説明できる。		海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の目的、定義について理解し、説明できる。		海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律について理解していない。
評価項目6	SOLAS条約、MARPOL条約などの海事関係条約と国内法の関係について説明できる。		SOLAS条約、MARPOL条約などの海事関係条約について説明できる。		SOLAS条約、MARPOL条約などの海事関係条約について説明できない。
学科の到達目標項目との関係					
本校 (1)-b 商船 (2)-a					
教育方法等					
概要	海事法には「船舶法」や「船舶安全法」のように船舶に関するものと、「船員法」のように船員に関するものがあり、また「SOLAS条約」や「MARPOL条約」等の海事関係国際条約もある。これらのうち、船舶機関士として必要なものを取り上げる。 身近なことから法整備の歴史的背景も含め、船舶及び船員を取り巻く法律についての知識を身につけ、これらの知識を活用して船舶の安全運航及び船舶を運用管理する基礎能力を習得することを目的とする。				
授業の進め方・方法	授業は講義を中心とし、必要に応じて、プリントを配布する。 適宜、課題を出すので、期限までに提出のこと。				
注意点	授業には「海技試験六法」を使用するので、必ず持参すること。				
授業計画					
		週	授業内容	週ごとの到達目標	
前期	1stQ	1週	船舶職員および小型操縦者法の目的	船舶職員および小型操縦者法の目的を説明できる。	
		2週	船舶職員および小型操縦者法の船舶職員の資格	船舶職員および小型操縦者法の船舶職員の資格を説明できる。	
		3週	船舶職員および小型操縦者法の海技従事者の免許	船舶職員および小型操縦者法の海技従事者の免許を説明できる。	
		4週	船舶職員および小型操縦者法の船舶職員	船舶職員および小型操縦者法の船舶職員を説明できる。	
		5週	船舶職員および小型操縦者法の船舶職員の乗組み基準等	船舶職員および小型操縦者法の船舶職員の乗組み基準等を説明できる。	
		6週	船舶安全法の目的および堪航性	船舶安全法の目的および堪航性を説明できる。	
		7週	船舶安全法の史的・外観と国際条約との関係	船舶安全法の史的・外観と国際条約との関係を説明できる。	
		8週	前期中間試験	1週から7週までの内容を理解している。	
	2ndQ	9週	船舶安全法の船舶の安全基準	船舶安全法の船舶の安全基準を説明できる。	
		10週	船舶安全法の船舶の安全基準	船舶安全法の船舶の安全基準を説明できる。	
		11週	船舶安全法の船舶の検査と船舶検査証書	船舶安全法の船舶の検査と船舶検査証書を説明できる。	
		12週	船舶安全法の船舶の検査と船舶検査証書	船舶安全法の船舶の検査と船舶検査証書を説明できる。	
		13週	船舶安全法の航行上の危険防止	船舶安全法の航行上の危険防止を説明できる。	
		14週	海洋汚染および海上災害の防止に関する法律の目的と油の排出基準等	海洋汚染および海上災害の防止に関する法律の目的と油の排出基準等を説明できる。	
		15週	海洋汚染および海上災害の防止に関する法律の船舶からの廃棄物の排出規制等	海洋汚染および海上災害の防止に関する法律の船舶からの廃棄物の排出規制等を説明できる。	

	16週	前期末試験	8週から15週までの内容を理解している。			
評価割合						
	定期試験	レポート	出席状況	授業態度	その他	合計
総合評価割合	70	20	0	10	0	100
基礎的能力	0	0	0	0	0	0
専門的能力	70	20	0	10	0	100
分野横断的能力	0	0	0	0	0	0